

電気通信大学大学院博士前期課程奨学金規程

制定 平成29年5月31日規程第3号
最終改正 令和5年3月14日規程第116号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学大学院博士前期課程奨学金（以下「奨学金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 奨学金は、理工系分野の研究に強い探究心を持ち、電気通信大学（以下「本学」という。）大学院博士前期課程への入学を希望する優秀な者の入学後の修学に必要な支援を行うことを目的とする。

(奨学生数及び経済支援の内容)

第3条 奨学生は、原則として4名とする。

2 入学後、休学期間を除く2年間を限度に年額240,000円の奨学金を支給する。

(申請資格)

第4条 奨学金を申請できる者は、本学大学院博士前期課程への入学を予定し、学業成績・人物ともに優秀な者とする。

(申請書類)

第5条 奨学金の申請を行う者は、本学の指定する期日までに本学大学院博士前期課程奨学金申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、学長に申請しなければならない。

- (1) 学業成績証明書
- (2) 学部又は学域在籍時の指導教員による推薦書

(奨学生候補者の推薦)

第6条 専攻長は、前条の規定による申請があった場合は、選考の上、各申請者に推薦順位を付し、推薦書を添えて、学長に推薦するものとする。

2 前項の推薦に当たっては、学生支援センター運営会議（以下「センター会議」という。）は当該推薦に係る推薦書に意見を付すものとする。

3 奨学生の推薦基準は、別に定める。

(奨学生の選考)

第7条 奨学生の選考は、専攻長からの推薦及びセンター会議の意見に基づき、役員会の議を経て学長が行う。

(奨学生の身分の取消し)

第8条 学長は、奨学生が次の各号の一に該当する場合は、当該奨学生の身分を取り消すものとする。

- (1) 退学又は除籍となった場合
- (2) その他奨学生としてふさわしくないと認められる場合

(担当事務)

第9条 奨学金に関する事務は、学務部学生課が処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行し、平成30年度の入学生から適用する。

附 則 （平成30年3月30日規程第97号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年10月10日規程第10号）

- 1 この規程は、平成30年11月1日から施行し、平成31年度の入学生から適用する。
- 2 平成30年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 （平成30年10月29日規程第17号）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 （令和2年1月15日規程第25号）

この規程は、令和2年1月15日から施行し、令和2年度の入学生から適用する。

附 則 （令和5年3月14日規程第116号）

この規程は、令和5年3月14日から施行する。